

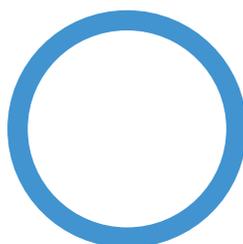
災害時における 医療機関等への支援活動



災害が発生し、担当先を含む多くの医療機関等が被災しました。そこで担当先の医療機関等で散乱物の後片付け等、支援活動を行いたいと思うのですが、このような行為は過大な労務提供として規約違反に問われることはないでしょうか。



回答



支援活動が規約違反に 問われることはありません。

災害によって被害を受けた医療機関等、医療担当者等に対する災害復旧のための労務提供は、義援金、見舞金、水等の援助物資と同様、医療用医薬品の取引に付随しないものとして扱うため、規約上の制限を受けません。